

矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律案（閣法第六〇号）（先議）要旨

本法律案は、矯正施設に收容されている者に対する医療の重要性に鑑み、矯正医官について、その能力の維持向上の機会を付与すること等によりその人材を継続的かつ安定的に確保するため、兼業の許可等に関する国家公務員法の特例を設ける等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 国は、広報活動、啓発活動その他の活動を通じて、矯正施設に收容されている者に対する医療の重要性に対する国民の関心と理解を深めるよう努めるとともに、矯正医官の勤務条件の改善その他の矯正医官の確保のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

二 矯正医官が、矯正施設の外の病院又は診療所等において診療を行う兼業について、正規の勤務時間において行う場合や報酬を得る場合であっても、法務大臣の承認によって行うことができることとする。

三 法務大臣又はその委任を受けた者は、矯正医官で人事院規則で定めるものについて、公務の能率の向上に資すると認める場合には、いわゆるフレックスタイム制によって勤務時間を割り振ることができる。

四 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

